

高岡市立国吉中学校  
いじめ防止基本方針



2019年4月

# 国吉中学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、生徒会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

## 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法2条より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 具体的ないじめの態様の例（国の基本方針より）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 3 いじめの防止等の対策

### （1）いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが發揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

#### ①生徒理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行います。
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・生徒全員へ定期的な個人面談を実施します。（年3回）

#### ②自尊感情をはぐくみ、互いを思いやる豊かな心の育成

- 「いのちの教育」の推進
  - ・道徳の授業で、いじめ防止に関する資料を取り扱います。
  - ・部活動を通して、仲間との連帯感や感動の共有を図ります。
  - ・学校菜園・花壇の栽培活動や学校林の保守管理作業を通して、自然を慈しむ心を育てます。
  - ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングなど、人間関係づくりを計画的に授業に取り入れ、自尊感情が高まる指導に努めます。

#### ○生徒が主体となる取組の充実

- ・自己肯定感や自己有用感が味わえるよう、学級や学年、生徒会の活動を充実します。
- ・生徒会が中心となって、思いやりに関する活動（感謝・励まし・ねぎらい・称賛等の温かい言葉をかけ合うなど）を実施し、いじめ防止に向けた生徒の主体的な取組を推進します。

#### ③家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・ホームページや学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図ります。
- ・ネットいじめを防止するために、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に実施します。
- ・PTAと連携した挨拶運動を実施します。
- ・地域の清掃奉仕活動や行事に積極的な参加を促し、地域の人々との交流を深めるとともに、地域の一員としての自覚を高めます。

### （2）いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わります。

また、早い段階からチームを組んで適切に対応します。

## ①日常的な観察

- ・授業終了後や昼休み、放課後の生徒の様子を随時見て回ります。授業時は、教科担任が早めに教室等へ行きます。
- ・毎日の給食指導、清掃指導には教職員が早めに担当場所に行きます。
- ・毎日の生活ノートや学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から、情報を集め、教職員間で情報を共有します。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。

## ②アンケート調査

- ・いじめアンケート(迷惑・被害調査)を定期的に行います。(生徒年3回、保護者年2回)

## ③教育相談

- ・面接事前アンケートを定期的に行います。(年3回)
- ・生徒全員へ定期的な個人面談を実施します。(年3回)
- ・スクールカウンセラーによる「心の相談室」を週1回放課後に開設します。

## (3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会を中心として組織的な対応を行います。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

## ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡します。また、教育委員会にも報告します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

## ②いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整えます。

## ③いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

## ④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

## ⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

## (4) いじめの再発防止

### ○いじめが「解消している状態の判断」

単に、謝罪をもって安易に解消することはなく、少なくとも次の2つの用件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断します。

- ・いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とします。ただし、いじめの被害が重要性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より长期の期間を設定するものとします。

・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為によって心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。同じ生徒が被害者となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっているじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

**①生徒の見守り**

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な指導を行います。
- ・生徒の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

**②再発防止の取組**

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

## 4 いじめ対策委員会

**(1) 構成員**

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員
- ・必要に応じて、愛育園園長、校区の保護司等を加えます。(拡大いじめ対策委員会)

**(2) 役割**

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・教職員の共通理解と意識啓発(校内研修等)。
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・いじめ事案の調査と対応。

## 5 年間計画

月	取 組	月	取 組
4	・いじめに関する学活(全学年)	10	・いのちに関する道徳(全学年)
5	・清掃奉仕活動(グラウンド整備) ・ソーシャルスキルトレーニング (1年) ・いじめアンケート(生徒)	11	・面接事前アンケートおよび面接 ・教育相談(全員面接)
6	・思いやりに関する生徒会の活動 ・面接事前アンケートおよび面接 ・教育相談(全員面接) ・アサーショントレーニング(2年)	12	・人権週間 ・思いやりに関する生徒会の活動 ・いのちの授業(2年) ・拡大いじめ対策委員会 ・いじめアンケート(保護者)
7	・ネットトラブル防止教室 ・拡大いじめ対策委員会 ・いじめアンケート(保護者)	1	・ストレスマネジメントトレーニング (3年) ・いじめアンケート(生徒)
8	・生徒理解に関する校内研修会 ・学校林保守管理作業	2	・面接事前アンケートおよび面接 ・教育相談(全員面接) ・学校評価の結果集計、考察、次年度の計画
9	・いじめアンケート(生徒)	3	

◎年間を通して週の始め(月曜日または火曜日)に生徒会とPTAによる挨拶運動を行います。

◎月に1回、いじめ対策委員会を実施します。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

- ①重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に事態発生について報告します。  
また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申し立てがあつたときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たります。

※重大事態の意味について（国の基本方針より）

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間学校を欠席」とは

- ・年間30日を目安とし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合。

- ②調査では、いじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、背景事情や人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなど、事実関係を明確にします。

### (2) 重大事態の調査結果の提供及び報告

- ①調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

- ②情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告するように努めるとともに、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。

- ③学校に係る調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告します。

### (3) 重大事態への対応と再発防止

- ①教育委員会の協力を得て、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、心のケアを行うとともに、状況に応じて医療機関とも連携して継続的な支援を行います。

- ②教育委員会の協力を得て、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、必要な指導、助言を行うとともに、状況に応じて児童相談所等とも連携して対処します。

- ③調査結果を検証し、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講じます。

## 7 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。